

第2回 堺市・美原町任意合併協議会

会 議 録

平成15年2月17日開催

第2回 堺市・美原町任意合併協議会 会議録

1. 開催日時 平成15年2月17日(月)午後2時～

2. 開催場所 堺市役所 市議会委員会室

3. 出席者 委員

木原 敬介(会長) 高岡 寛(副会長)

内原 達夫 野田 博

伏見 弘之

中村 勝 肥田 勝秀

西 恵司 池田 範行

辻林 幸雄 筒居 修三

加藤 均 池田 貢

関係職員

指吸 明彦 奥野 信行

池川 哲彦

播井 三千夫

4. 議題及び議事の要旨

議題

協議第7号 堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について

協議第8号 堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針
について

報告第4号 堺市・美原町合併協議会規約について

議事の要旨

(太田事務局長)

ただ今から、第2回 堺市・美原町任意合併協議会を開催いたします。

私、事務局長を努めさせていただいております太田でございます。協議に入ります
まで、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

まず、最初に、現在の出席委員は13名でございます。全員、出席でございます。

会議が成立しておりますので、進行させていただきたいと存じます。

本日の配布させていただいております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

第1点目といたしまして「第2回堺市・美原町任意合併協議会会議資料」を配布しております。1ページが本日の次第でございます、2ページから3ページが協議第7号、4ページから5ページが協議第8号、6ページから9ページが報告第4号でございます。

また、本日は、別綴じで、A3判の「参考資料」も用意しております。全部で6ページですが、お手元に配布されてございますでしょうか。ご確認のほどお願い申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、お手元の「第2回堺市・美原町任意合併協議会会議資料」1ページ目をご参照いただきたいと思います。次第に記載いたしておりますように、協議事項が2件、報告事項が1件、それにその他、今後の予定ということでございます。

なお、本日も第1回会議と同様の関係職員を出席させていただきます。また、事務局の職員も出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降の進行につきまして、議長にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(木原会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきますので、進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、会議録署名委員を指定させていただきたいと存じます。

中村委員と肥田委員をお願いいたします。

それでは、協議第7号の「堺市・美原町事務事業等の調整の基本方針について」と協議第8号の「堺市・美原町市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について」の2件でございますが、これにつきましては、第1回会議でご提案のみさせていただき、今回の会議で協議いただくものでございます。

前回の会議で事務局から説明させていただいたところですが、本日は別途資料を用意させていただきました。

資料の内容は、合併先例市町がどのようなものを作られたか、ということも参考にさせていただきため、すでに合併協議を終えられた先例合併市町において、法定協議会で協議された「事務事業調整の基本方針」及び「市町村建設計画策定の基本方針」をお手元に配布させていただいております。

内容については、事務局から説明させます。

(事務局長)

それでは本日の協議事項の2点の補足説明ということで、今回配布をさせていただいているA3判の参考資料の方でご説明させていただきたいと存じます。

「事務事業等調整の基本方針」と「市町村建設計画策定にあたっての基本方針」についてでございますが、ただ今、会長からご説明がありましたように、先進事例ということで、それぞれ2例紹介させていただきたいと存じます。

まず、事例といたしましては、昨年4月に調印式を終え、今年4月に新しい静岡市がスタートする、静岡市・清水市の合併協議会のものと昨年10月に調印式を終え、この2月3日にあたらしいまちができました福山市・内海町の事例をご紹介させていただきたいと思えます。

それでは、参考資料の1ページ目をご参照いただきたいと思います。お断りですが、これは、静岡市・清水市、福山市・内海町は、それぞれ法定合併協議会でこういう形で示された。その点をまず、お含み置きおかれたいと存じます。

それでは1ページでございますけど、静岡市・清水市の事務事業すり合わせ方針がこういう形で出されております。1番目といたしまして、目的ということですが、ここに3行ほど書かれておりますように、市民生活に深く関わりある項目に絞り、仮に合併するとした場合に、市民生活に及ぼす影響等を含め検討することを目的とする、という目的を明記なさっております。次に、基本的考え方でございますが、両市のまちづくりの歩みを尊重しつつ、という文言を記載しております。これは、今回私どもの協議第7号でお示ししている基本的考え方にも同じような記述をさせていただいております。そういった両市の歩みを尊重しつつ、以下4点にわたって具体的な考えを述べられております。

1点目は、歴史に配慮しつつ、合併前に一元化すべきものと、合併後一元化を図る、合併後も現行どおり存続させるべきものを明確に区分するという、区分のあり方、方向性です。2点目といたしましては、試算等を組み込むなど具体的に提示する、というふうに提示の方法、3点目としましては、等しく高い水準の行政サービスが享受できるようにする、というサービス水準についての言及、それから4点目といたしましては、詳細については事務レベルで調整を図るという、調整の方法、この4点が記載されてございます。

3番目といたしましては、協議の視点。すり合わせに必要な項目の協議にあたっての基本的な視点といたしまして、地方分権時代への対応、市民の理解が得られるよう、将来的な向上を目指していけるかどうか、という視点を明記されているところです。

それから4番目といたしまして、具体的な調整方針でございますが、3点にわたってお書きになっておられます。一つ目は、市民生活が向上することを原則とする、2点目としては、具体的な、手数料、使用料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、具体的な理由等を明記する、というような書きよう。

さらに3点目としまして、手当、事業など市民が受けるサービスについては、一元化を図るとともに、向上に向けて努めるものとする、というような書きよう。それを例示いたしましたのが、右のページにあります事務事業のすり合わせの基本的区分として、分かりやすく類型が示されております。それを見ていただきますと両市が実施しているすべての事務事業等について、大きく、現行どおり、一元化、廃止の3つの区分の中で、さらに存続するものであったり、合併時、合併後に統合するものであったり、というような区分けがなされております。

続きまして、福山市・内海町の同じく事務事業のあり方についての調整の資料でございますが、タイトルといたしましては、行政制度等調整方針と書かれておりますけれども、表現は違いますが、ほぼ同じものと言えるものでございます。まず、1点目といたしまして調整方針ですが、(1)のかぎ括弧の中に、まちづくりの歩みを尊重し、かつ合併後の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりに結び付け、という静岡市・清水市と同様の記述となっております。具体的には基本原則ということでございます。5つの項目を掲げております。一つが、一体性確保の原則、二つ目が、住民福祉向上の原則、3点目が負担公平の原則、4点目が、健全な財政運営の原則、5点目といたしまして、行政改革推進の原則、こういう観点で事務事業等の調整を行う、ちなみにこの5点につきましては、私ども堺市・美原町任意合併協議会で先般お示しいたしました案の中でも同じく5点の視点を入れておるところでございますし、ちなみに13年5月に合併をいたしまして、本年5月に政令市に移行する、さいたま市の例もこの5点を基本的な原則として採用されておるところでございます。

それから、福山市・内海町の特徴と申しますか、次の(2)でございますが、(1)を踏まえまして、行政制度統一の調整方針に関する基本的考え方を次のとおりとするということで、四角がこみで記載されております。原則として、福山市の制度に統一するというところでございます。ただし、こういう原則の下にですね、以下、住民サービスへとつながる各種制度等の例として、矢印でこういうような調整をしていきましよう、ということでございます。それから右のページでございますが、住民の負担につながる各種制度、例として、税や料などということで、それについても、いろいろ調整の方針を言葉としてお書きになっております。これが静岡市・清水市さんの例と少し違ったところでございますが、文章の形で書かれておりますが、類型にいたしますと静岡市・清水市の先ほどのページの右の例になるのではないかと思います。

続きまして3ページでございます。新市建設計画の策定の基本方針でございますが、静岡市・清水市の例でございます。一番目の目的でございます。静岡市・清水市さんですが、目的の2行目から3行目に書かれておりますが、合併新市の将来のビジョンを示し、これを合併是非判断の材料の一つとする、こういう書き出しで始まっております。静岡市・清水市さんは、前段としていろいろな取り組みをなされております。その中でですね、新市のグランドデザインというものを策定なさいまして、それをこ

この建設計画の中でビジョンとして謳いこんでいこう、こういうような趣旨で書かれておるといことでございます。恐れ入りますが、次の4ページをご覧くださいますが新市建設計画の全体構成ということで1の序論から始まりまして、市の概況、主要指標の見通し、新市建設計画の基本方針、地域別整備方針、さらには、公共施設整備の基本的考え方、また、新市の具体的施策、それから新市における県事業の推進、最後に財政計画、こういう筋立てで書かれております。これは新市建設計画に盛り込むべき項目をイメージしていただくのに一番わかりやすいのかなということでお示しをさせていただいております。3ページに戻りまして、基本方針の2番目、内容でございますがそこに書かれておりますように計画期間といたしましては15年からの10年間ということでございます。もちろん3番目として、事業主体としては、新しい静岡市及び静岡県、県の事業というものが盛り込まれている関係からこういう書きようがなされております。

それから3番目の事業の中で、(2)両市の総合計画等、既存の各種長期計画を尊重しつつ、合併特例法に基づく次の基準に基づく事業を登載する、と明確に特例法を意識した書きようとなっております。ご承知のように合併特例法では、新しい町の一体性のすみやかな確立を図ることや均衡ある発展、また総合的、効果的に推進を図るべき事業、これが合併特例債の対象となる記述がございますが、それを忠実に事業の基準として挙げておる、というところでございます。

4点目としまして、公共施設整備の基本的考え方、今までの施設配置を見直した中で、今後ともまた、市民生活に支障をきたさないために、設置することが望ましい施設の整備事業についても同様とする、という基準が設けられております。右のページ、財政計画でございます。当然その4点が謳われておりますが、3点目に合併特例法等による財政メリットを最大限活用するといったことや、4点目として、財政の健全性の確保に配慮したものとす、ということも記載されております。

6点目は計画策定の体制でございますので、幹事会等で調整を図っていくという記載でございます。それから7点目、記載の方針ですが、一つ目が市民が理解しやすいように平易な記載に努める、2つ目としまして、統計指標や図表等を用いて、市民の理解の促進を図る、3つ目が、可能な限り個別の事業名を挙げて、分かりやすくしようとする、こういう姿勢を表されております。

続きまして、5ページの方をご参照いただきたいと思います。福山市・内海町の例でございますが、一つ目に計画策定の趣旨及び位置付けとしまして、1行目に内海町の長期総合計画を承継するとともに、第3次福山市総合計画を踏まえて、と先ほどの静岡市・清水市のスタンスが明示されております。さらに、合併特例法の様々な財政措置を受けるための前提となるもの、と計画の位置付けを明確に謳われているのが福山市・内海町の特色ではないかなと思います。それから2点目の計画策定の指針でございますが、いろいろ表現は(1)～(6)までお書きになっておられますが、静岡

市・清水市さんの方に書かれておりました、つまり、合併特例法の基本的な視点ということで、一体性の確保でありますとか、更なる均衡ある発展、さらに総合的・効率的な推進といったものを、同様の趣旨を言葉として書かれておるところでございます。もう一つ福山市・内海町さんの特徴といたしましては、3点目の計画の内容でございますが、(1)に計画の対象地域としまして、この計画の対象地域は、原則として内海町地域を対象とする、という書きようでございます。それから右のページですが、(2)計画の構成、(3)計画の期間も、ほとんど同様の記載でございます。お手元の資料では、計画の期間が　と空白になっていると思います。これは原案が示されたときは、合併期日が明確に決まっていなかったときに提案されたときのものございまして、何年からスタートというのが明確でなかったがために、　という表示であった、とお伺いしております。現在ではこれが、数字が入りまして、1番最初の丸が2003年度(平成15年度)から2012年度(平成24年度)までの10ヵ年、とお聞きをいたしております。それから4番目、5番目、6番目でございますが、だいたい同じような記述でございますけど、今までの計画全体のことを、少しブレイクダウンをして、こういった形で進めますということを言葉によって併記をされておる状況かと思っております。

2つの例をご紹介させていただきました。それぞれ独自のものをお作りになっていることが、お分かりいただけると思います。ただ、繰り返しになりますが、これらは法定協議会で決定されます合併の方式でありますとか、そういったことを念頭において策定されるということでございます。本日は任意合併協議会といたしまして、協議事項第7号、第8号としてご審議いただき、前回ご提案をさせていただいて、その入口といたしますか、法定合併協議会に移行したときの基本的な指針としてお示ししたところでございます。将来のイメージを持っていただければということで、今日の参考資料ということで、提出をさせていただきました。以上で説明を終わります。

(会長)

それでは、先例市町の例として、静岡市・清水市と福山市・内海町の例をお示したわけでございますが、合併の方式につきましては、法定協議会に委ねられるものと存じており、したがって、当任意協議会においては、合併方式に直接影響のない範囲で、事務事業等の調整や建設計画の策定にあたっての基本方針を提案させていただきました。

これについて、まず、「事務事業等の調整の基本方針」について、何か、ご意見・ご質問等ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

何か、ございませんでしょうか。はいどうぞ。

(池田貢委員)

今、参考資料ということで見させていただいたのですが、私ども合併に関する特例法に基づきまして、対等な立場で堺市さんと協議させていただくという立場で出席させていただいておるわけですが、この参考資料の2ページを見た場合に、福山市と内海町の行政制度等調整方針についてですが、若干文章の内容として、実質的には対等な立場での合併を目指しておられるとは思いますが、文章的な内容で若干、編入合併等に受け取られる文言が散見されますので、その点、堺市と美原町の合併の場合、実質的に対等な協議をするということを前提として、ちょっとそのへん文章の内容をですね、若干よく検討していただけたら、と思う次第です。

(会長)

今のご意見どうでしょうか。

私といたしましては、今日は、基本方針を決めるということでございますので、それぞれの例に掲げられた文章については、合併のときはこういう例があるということの参考例として、お示ししておりますので、十分、委員のご意見を今後の協議で留意させていただき、次の合併協議会に入りました際にはですね、合併の方式等については十分議論させていただきますので、今日は留意させていただくということで、いかがでしょうか。どうでしょうか。

(池田貢委員)

はい、結構です。

(会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、他に何かありませんか。

<「ありません」との声あり>

ありがとうございます。

それでは、協議第7号については、ご承認いただいたこととさせていただきます。

次に「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針」でございますが、こちらの方はどうでしょうか。

これでよろしゅうございますか。

<「はい、結構です」との声あり>

それでは、協議第 8 号についても、ご承認いただいたこととさせていただきます。
続きまして、報告事項でございますが、報告第 4 号「堺市・美原町合併協議会規約」
についてでございます。

これについては、前回の会議の「法定合併協議会のスケジュールについて」のところで記載のとおり、両市町の長が、それぞれの議会に法定合併協議会設置議案に付して提案するものでございます。

また、同じく前回の会議で協議いただいた、委員等の構成も踏まえて作成させていただいておりますので、事務局から報告させます。

(事務局長)

それでは会議資料 6 ページをご参照賜りたいと存じます。報告第 4 号といたしまして、堺市・美原町合併協議会規約について、別紙のとおり報告する、ということで説明させていただきます。

7 ページ、堺市・美原町合併協議会規約でございます。第 1 条が協議会の設置。堺市及び美原町は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併協議会を置く、という規定でございます。

第 2 条は、協議会の名称。前条の合併協議会の名称は、堺市・美原町合併協議会とする。第 3 条は、協議会の任務でございます。1 から 3 号にわたりまして、任務を掲げております。一つが、両市町の合併に関する協議。二つが、合併特例法第 5 条の規定に基づく市町村建設計画の作成。それから 3 点目としまして、前 2 号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事務。こういうことでございます。

第 4 条が協議会の事務所でございます。協議会の事務所は、両市町の長が協議して定める場所に置くということにしております。それから、第 5 条、組織でございますが、協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する、という規定でございます。第 6 条が会長及び副会長の選任方法。第 1 項としまして、会長及び副会長は、次条第 1 項の規定により委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して、これらを選任する、と。第 2 項といたしまして、会長及び副会長は、非常勤と規定をいたしております。それから第 7 条が委員でございます。1 から 3 号にわたって委員を規定しております。まず、第 1 号が両市町の長及び両市町の長がそれぞれ指名する助役、第 2 号としまして、両市町の議会が選出する議員、3 項としまして、両市町の長が協議して定める学識経験を有する者、前回、第 1 回の協議会のところでお示しをいたしました委員構成に添った形で条文として整理をしております。

それから、第 8 条は、会長及び副会長の職務でございます。第 1 項として、会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。第 2 項が、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する、という規定を設けております。

続きまして、8ページご参照いただきたいと思います。第9条は会議でございます。協議会の会議は、会長が招集する、と謳わせていただいております。第2項としまして、委員の総数の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない、という義務の規定でございます。第3項としまして、会議の開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知する、という事前通知の義務を課せてございます。それから第10条、会議の運営でございますが、会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない、と規定をしております。それから、会長は、会議の議長となる、ということ、それから会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定めると、こういう規定を定めてございます。

それから、第11条が顧問ということでございます。協議会に、顧問を置くことができる、といたしております。2項といたしまして、顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。3項としまして、顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。こういう規定をしております。顧問は、協議会の委員の中には入りませんが、大所高所からご意見をいただくといった必要性があった場合に、こういう規定を置いておけば良いのではなかろうかと、設けておるところでございます。それから、第12条が幹事会でございます。協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く、という規定でございます。イメージといたしましては、事務レベルの調整のトップ会議といいますか、調整会議というようなところでございます。最終的に協議会でお決めいただく案件の整理でありますとかを、事務レベルで行う場ということでございます。第13条は、事務局でございます。協議会の事務を処理するためには、専門的な組織を置く必要があることから、事務局を置く、としております。同2項におきましては、事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる、というふうに規定をさせていただいております。第14条が経費でございます。協議会の運営等に関する経費につきましては、両市町がそれぞれ負担をする、同2項におきましては、負担の割合は、両市町が協議して定めることといたしたいと存じます。それから第15条が監査でございます。出納の監査は、両市町の長が定める両市町の監査委員各1人に委嘱して行うことといたしたいと存じます。

それから、第16条が財務に関する事項でございますが、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めることといたしたいと存じます。第17条、報酬及び費用弁償でございますが、協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる、という規定でございますが、2項で、その額、支給方法等につきましては、会長が別に定めたいと考えてございます。第18条が、協議会解散の場合の措置ということでございますが、将来的に協議会が解散した場合におきましては、協議会の収

支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する、という規定でございます。第19条は委任でございます。この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。こういう一般的な委任の事項を最後に規定させていただいております。それから、附則でございます。この規約は、両市町の長が協議して定める日から施行する、と、こういう形を取らせていただいております。議会等との関係等もございますので、一番良い時期からスタートさせたいと思っておりますが、その適当な時期というのは、これから協議をして決めていきたい、そのような規定をさせていただいております。規約の説明は以上でございます。

(会長)

ただ今の規約案の説明がございましたが、繰り返しますが、これは私と高岡町長の方で、それぞれの議会の方に、法定協議会設置議案に付して提案する、という中身でございます。その内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(筒居委員)

規約の第7条で、委員は次の者をもって充てる、とありますが、前回の会議ですら、構成は概ね30名程度ということでありましたけれど、議員と学識経験者の人数を何名程度をお考えになっているのか。また、学識経験者は、どのような方をお考えになられているのか、その点についてお聞きしたいんですけど。

(会長)

今のご説明に対しまして、事務局の方から説明させていただきます。

(事務局長)

ただ今の委員のご質問の学識経験者のお話でございますが、第1回の会議でご承認いただきました有識者、それから堺市内及び美原町内のいろいろな各界・各層の団体代表者、こういったところを一応想定しておるところでございます。今一点の質問、委員と学識経験者の割合のご質問でございますが、総勢およそ30名程度と、多少、これからの協議の中で、数字も固まってくるかと思いますが、概ね30名程度とご説明させていただいております。お互いの市町の長、助役さん、これはまあ確定してございます。残りの部分をですね、議会からご選出していただく委員さんと学識経験者ですね、だいたいイメージですが、半々程度が適当ではないか、一応の事務局案としましては今のところそういう形で考えてございまして、今後いろいろご意見をお聞かせいただきながら、できるだけ早いうちに決めていきたい。人選を含めて決めていき

たい。かように考えております。以上です。

(会長)

それでよろしいでしょうか。

(筒居委員)

はい。

(会長)

他に何か、ございませんでしょうか。

<「なし」の声あり>

特にないようでございますので、規約のご報告を終わります。

それでは、前回の会議で承認いただいた、法定合併協議会のスケジュールに沿って、事務的な作業については進めさせていただいているところでございますが、これまでの協議を踏まえまして、それぞれの2月の定例議会の開会日に議案として、先ほどの規約を付して、提案させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

<「はい」の声あり>

ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、その他といたしまして、「今後の予定について」でございます。

第1回会議で、事業計画としてご説明しましたとおり、当任意協議会で協議した内容を、「協議会だより」として各戸配布したいと考えております。

協議会だよりの作成につきましては、事務局に作業にかからせることとし、内容については、私と副会長とで調整させていただきたいと存じますが、ご一任願えますでしょうか。

<「はい」の声あり>

(会長)

ありがとうございます。

当任意合併協議会で予定しておりました、協議事項については以上ですが、何か他

に協議事項について、ご提案はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(野田委員)

発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私の方から特に今後の協議の中で、協議事項として残ってくるものばかりでござい
ますが、そういう点も私どもも踏まえまして、あえて問題提起と申しますか、このよ
うな課題があると認識していただければ、ありがたいなと考えております。

美原町の参画している一部事務組合の関係でございます。特に、大和川下流流域下
水道組合、これにつきましては、堺市さんも同じようにご参画いただいております、
私どももその中に参画しておりますので、この件につきましては別と致したいわけで
ございますけれど、この他に南河内清掃施設組合、これは7市町村で構成しておりま
す、それと富美山環境事業組合、これは6市町村で構成いたしております。それと狭
山・美原医療保健センター、これは1市1町で構成いたしております。3つの一部事
務組合があるわけでございます。その中で、特に合併協議会の中でもご審議いただ
けるわけですが、これらの組合から美原がはずれた場合、やはり他の市町村にかなり
の影響を与えると、また運営自体にも支障をきたすのではないかと、私ども懸念いた
しておりますので、これらの発展・解消という策も十分協議会の中でご検討いただき、
また、案を練って対処していただかなければ、それぞれの関連市町村に対しまして、
ご迷惑をおかけするという懸念もございますので、この点だけ少し、前もってお含
みおきいただければ幸いかな、と思っております。

それと併せまして、私ども、土地開発公社も現存して持っておるんですけれど、堺
市さんとかなり差があると思うんですけれど、私どもの公社につきましては、現在、
50数億円すべてを、町費を持って用地買収にあたっております。これもご承知のよ
うに、用地に変わってきているのが実体でございますけれど、これもやはり美原町の
住民のみなさん方の貴重な財産であるとの認識の下に、考えさせていただいており
ますので、おそらくこの分につきましても、合併協議会の中で議論的になろうかなと
思うんですけれど、その点も併せまして、一つご認識、ご理解いただければ幸いかな、
このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。今の段階
では、以上のことでございますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

(会長)

今のご意見に対しまして、堺市側、何かご意見ありますか。

はい、どうぞ。

(内原委員)

ただ今、美原町さんが参画している一部事務組合、あるいは土地開発公社、これに

ついでに課題等のご意見がございました。一部事務組合が処理してきた、あるいは町が参画してきた事務をどのようにしていくのか、土地開発公社の業務をどうしていくのか、統合していくかということは、当然、法定協議会で協議されることになるわけなんですけれど、堺市にしましても、美原町さんにしましても、行政の一部を担ってきたという経過がございます。それらを十分に考慮した対応が必要であろうとは、当然ながら思います。

いずれにしても、合併を協議していくにあたっては、これまでのお互いの歴史や経緯がございますので、十分踏まえながら対応していくことが必要だろうと思います。一部事務組合や土地開発公社、その他にも、今お話しに上がった以外にも、おそらく相当数の慎重な調整を要するものがあるかと思っています。堺市にもございます。これらにつきましては、前回の会議でご提案いただいたことも含めまして、お互いにとって納得のいく良い結果の出るように、十分な検討と議論を尽くしていくことが必要であると思っていますので、お互いその認識で進めていきたいと考えております。

(会長)

今の答えで結構でしょうか。

(野田委員)

ありがとうございます。

(会長)

では、十分、歴史と経緯を踏まえて、納得と良い結果が出るように十分協議していくということで、よろしく願いいたします。

他に何かございませんか。はい、どうぞ。

(辻林委員)

先ほど承認いたしました事務事業の調整の基本方針ですけれども、ちょうど私達、去年、特別委員会で静岡へ参りまして、静岡市でいろいろ視察いたしまして話を聞きますと、事務事業の調整だけで、2,500位あったというわけです。大変困ったと。こんなもっと早いこと事務的に処理していたら良かったなと。こんな話が出ましたんでね。で、美原さんと堺の場合でもやはり、2,500近く、それ以上あるかもわかりません。ですから、調整作業については相当時間と労力がかかると、こういう風に思うんですが、法定協議会を開くまでに、事務方でできるだけ、作業についてはですね、先に進めていってもらって、一定のまとめをしてもらったらかどうかと、これは事務方をお願いしたいんですけど、そういうことでしたら今度は、スムーズに行くんではないかと、こう思いますが、どうでっしゃろ。

(池田貢委員)

堺市さんの場合はですね、市議会議員選挙もございますし、実質的に協議をできるのは、5月の末から6月ぐらいになるのではないかと考えます。堺市と美原町の合併の場合はですね、人口から考えますと、先ほど辻林委員さんがおっしゃいました静岡と清水の合併でできる都市が約70万ぐらいの規模なんですけど、堺市と美原町の場合は、80万を超えますので、それより大きな市町村、自治体ができるということを考えました場合に、いま辻林委員さんがおっしゃいました2,500項目位の調整事項は十分出てくると思いますので、十分調整を行う意味から、十分な審議をしていく上におきまして、協議の材料としまして、事務的に積み上げられるものはですね、今からでも進めていただけるのが、いいのではないかと考えます。

(会長)

事務事業の調整についてのご発言がございました。それでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

(会長)

それでは、そうさせていただきますことといたします。他に何かございませんか。
はい、どうぞ。

(肥田委員)

ただいまから申し上げる質問事項については、いささか、申し上げようかどうか迷っているわけでありまして。託された問題でもありますので。実はこの第17条の報酬及び費用弁償の件ですが、私の党のある議員が、それについてはですね、法的に費用弁償についての支出については疑義があるのではないかと、こういうような、いろいろと、こと細かい例を挙げておりましたけれども、私自身も少し調べました。堺市の方では、条例化している、これはもう問題がない。堺市さんの方では問題がないんですけど、私どもの方は条例化されておられませんので、いろんな問題が提起されまして、非常にデリケートな問題がそこに考えられますので。もうひとつそれとですね、条例化されて、今まで費用弁償をですね、手にされておる方々に大きなひとつのですね、問題点をですね、これは提起し、非常に嫌悪感をもたれるようなことになっては困るのではないかと。この問題につきましては、なおかつ、ここでの質問ではないんですけど、一応、諸先生方からもこういうような美原の問題があって提起されているということも、お含みいただいて。私どもの方もなお、その質問の審議によくいろんな話をいたしまして、善処、対応したいと、このように思っておりますが、こういう問題

がですね、議員から託しておるということをひとつ、お含み願えれば、非常に幸いだ
とこのように思います。よろしく願いいたします。

(会長)

そうですか。よく議会のほうも留意していただいて。

他に、ご自由に、何かございませんか。

それでは、これで協議すべき事項については、すべてご承認いただいたところであ
りますし、議会の議決をいただければ、4月には法定合併協議会設置となりますので、
当任意協議会については当初の予定どおり、3月末で終わりたいと考えております。
委員の皆さんには、当任意合併協議会の決算の承認等もいただかねばなりません、
両市町の定例議会での当初予算案等の審議など、非常にお忙しいと存じますので、持
ち回り等をお願いすることとし、特段の議題がなければ、皆さん集まっていたいて
の会議は本日で終えたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

< 「はい」、「異議なし」の声あり >

ありがとうございます。それでは、これをもちまして、第2回堺市・美原町任意合
併協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 15 年 2 月 28 日

署名委員 中 村 勝

署名委員 肥 田 勝 秀